

平洲小学校子どものいじめ防止基本方針

いじめの定義 子どもに対し、当該子どもが在籍する学校に在籍している等当該子どもと一定の人的関係にある他の子どもが行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった子どもが心身の苦痛を感じているもの。

＜東海市子どものいじめ防止基本方針より＞

1 いじめ防止に関する基本的な考え方

- (1) いじめはどの児童にも起こりうる、どの児童も被害者にも加害者にもなりうることを踏まえ、児童の尊厳が守られ、児童をいじめに向かわせないための未然防止に、すべての教職員が組織的に取り組む。
- (2) いじめの早期発見に努める。調査を実施し、早期解決を図る。
- (3) 学校は、いじめの解決を図るとともに、被害児童とその保護者への適切な情報提供と支援、加害児童とその保護者への助言を行う。

2 いじめ防止対策組織と役割

- (1) いじめが発見された場合は、いじめ・不登校・虐待対策委員会（以下委員会）を開く。委員会は、全職員で構成し、必要に応じてスクールカウンセラーを加える。
- (2) 面談要望やいじめ、いじめが疑われる行為を発見した場合は、情報を集約・整理し、必要に応じて、委員会の招集を求める。
- (3) 発見されたいじめ事案については、事実確認を行い、今後の対応を決め実行するとともに、重大事案については、市教委の判断に応じて行動する。

3 具体的な取組の内容

- (1) すべての児童が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりを進める。
- (2) 授業規律を確立し、分かる授業を実践するとともに、学校行事など児童が活躍する場を考え、設定する。その中で、自己有用感を育み、学級の絆づくりを行う。
- (3) 児童のささいな変化に気付き、気付いた情報を確実に教職員で共有し、速やかに対応する。
学級担任は、年間2回教育相談週間を設け、いじめや悩みに関する事前アンケートをふまえて一人一人に面談する。そこで、いじめの発生や、いじめに関する悩みを把握するとともに、学年主任、管理職等に報告し対応策を講じる。必要に応じて、委員会の招集を求める。
- (4) 教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないよう、指導のあり方に細心の注意を払う。
- (5) いじめが起きた場合は、組織で対応し、被害者をいじめから守り通していく。また、必要に応じて、スクールカウンセラーに協力を依頼し、その協力のもと、連携して対応する。

4 重大事態への対応

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、指導を受けながら対応する。
- (2) 調査結果については、被害生徒、保護者に対して適切に情報を提供する。

5 取組に対する点検・検証・見直し

- (1) 「学校いじめ防止基本方針」をはじめとする学校のいじめ防止の取り組みを PDCA サイクルで見直し、実効性のある取組となるよう努める。

- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価アンケートを実施するとともに、児童、保護者には学校評価アンケートを年1回実施する。その結果を踏まえて、委員会でいじめに関する取組の検証を行う。

6 その他

- (1) 生徒指導主任が学校警察連絡員を担当する。
- (2) いじめ防止に関する校内研修を行い、児童理解やいじめの対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (3) 長期休業の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。
- (4) 情報モラル教育を推進し、児童がネットの正しい利用とマナーについて理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。

<重大事態の対応フロー図>

